

市納付金一覧表（給水装置工事）

令和 7年 2月 1日適用

1 加入金： 上水道の新旧使用者間における負担の公平を図るため、給水装置を新たに設置または増径する方から水道加入金を納めていただきます。

メータ口径(mm)	13	20	25	40	50	75	100 ～
加入金(税込)	¥127,600	¥191,400	¥415,800	¥1,287,000	¥2,213,200	¥5,995,000	※2
口径変更	旧口径と新口径との加入金の差額 ※1						
集合住宅	各戸に給水する口径の加入金額の合計						

※1 13mm⇒20mmの場合のみ加入金の差額の1/2の金額。(=¥31,900)

※2 100mm以上につきましては、お問い合わせください。

※3 新設の場合は口径20mm以上とする。

2 手数料： 事務作業等に伴う手数料です。

1) 設計審査手数料・しゅん工検査手数料

メータ口径(mm)	13	20	25	40	50	75～
新設・全面改造	¥6,800			¥10,200		¥17,000
	¥7,600			¥11,400		¥19,100
一部改造	¥4,000			¥6,100		¥10,200
	¥4,500			¥6,800		¥11,400
軽微な改造	¥800			¥1,200		¥2,100
	¥400			¥600		¥1,000

新設	...	給水装置の新設工事
全面改造	...	家屋の建替え等に伴う給水装置の改造工事(「メータ～宅地側工事」および「メータ～道路側工事」)
一部改造	...	「メータ～宅地側工事」または「メータ～道路側工事」
軽微な改造	...	下水道工事に伴う給水栓2箇所までの改造工事等

2) 工事負担金（配水管からの分岐工事を行う場合のみ） ※工事費用ではありません。

メータ口径(mm)	20	25	40	50	75
工事負担金	¥4,000	¥6,000	¥14,000	¥19,000	¥27,000

※ 給水管13mm⇒20mmの場合のみ工事負担金免除。

3) 申請事務負担金（道路掘削が必要な場合のみ）

管理者	国土交通省	京都府	宇治市	その他(私道)
金額	¥12,600	¥12,600	¥5,800	¥3,100

4) 分岐立会手数料（配水管からの分岐工事を行う場合のみ）

¥5,100／1件

5) 夜間工事立会費（分岐立会費を含む場合あり）（道路掘削が必要で夜間工事が伴う場合のみ）

¥20,000／職員1名（2名以上）

3 集合住宅等 市納付金

1) 新 設

親メータ口径		20	25	40	50
加入金	φ 20	¥191,400 × 戸数			
	φ 13	¥127,600 × 戸数			
手数料等	設計審査手数料	¥6,800		¥10,200	
	しゅん工検査手数料	¥7,600		¥11,400	
	工事負担金	¥4,000	¥6,000	¥14,000	¥19,000
	申請事務負担金	国土交通省	京都府	宇治市	その他(私道)
		¥12,600	¥12,600	¥5,800	¥3,100
	分岐立会手数料	¥5,100			

※ 戸数＝部屋数+共用栓
(共用栓2～10栓はφ 20)

流末装置(受水槽)	検査手数料	¥2,000 × 戸数
-----------	-------	-------------

※ 戸数＝加入金の戸数

※ 加入金の口径は、各戸の給水管口径とする。

2) 改 造： 臨時工事用を使用した場合(給水管の口径変更が伴わない場合)

親メータ口径		20	25	40	50
加入金	φ 20	¥191,400×戸数-既設給水管の加入金			
	φ 13	¥127,600×戸数-既設給水管の加入金			
手数料等	設計審査手数料	¥4,000		¥6,100	
	しゅん工検査手数料	¥4,500		¥6,800	
	工事負担金	-			
	申請事務負担金	-			
	分岐立会手数料	-			

※ 戸数＝部屋数+共用栓
(共用栓2～10栓はφ 20)

※ 戸数＝部屋数+共用栓
(共用栓2～10栓はφ 20)

流末装置(受水槽)	検査手数料	¥2,000 × 戸数
-----------	-------	-------------

※ 戸数＝加入金の戸数

※ 加入金の口径は、各戸の給水管口径とする。